

.....	何円
現金	何円
合計	何円
負債	何円
借入金	何円
.....	何円
.....	何円
合計	何円
差引	何円

(公益法人とは民法第34条により設立の許可を受けた法人をいう)

13 農業倉庫業法第1条第1項第2号の農業倉庫業者になろうとする者にあつては、その区域内における農業協同組合、同連合会、販売組合連合会が売却する藪の見込数量

14 連合会農業倉庫業者になることを申請するものにあつては、以上の外下記事項を記載しなければならぬ。

(1) 申請者の所属組合が1年間に保管する物品の種類別予定数量

1 玄米	何俵 (何キログラム)
1 籾	何俵 (何キログラム)
1	
1	

(2) 申請者に寄託する物品の種類別予定数量

1 玄米	何俵 (何キログラム)
1 籾	何俵 (何キログラム)
1	
1	

登 載 依 頼

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県人事委員会委員長 中島 伸之

熊本県人事委員会規則第三十四号

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十一年熊本県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第一級別標準職務表(その三)研究職給料表級別標準職務表第五号ロ及びハを削り、同ロニ中「研究主幹」を「首席研究主幹」に改め、同ロニを同ロロとする。

附 則

1 この規則が、平成十四年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和二十六年熊本県条例第二号)第四条第三項の規定により研究職給料表の職務の級の五級に格付されていた職の職員のうち、施行日以後引き続き同給料表の適用を受けるものの職務の級については、なお従前の例による。

熊本県育英資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県教育委員会委員長 今村 潤子

熊本県教育委員会規則第十四号

熊本県育英資金貸与規則の一部を改正する規則

熊本県育英資金貸与規則(昭和四十七年熊本県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「専門課程」を「専門課程等」に改め、同条中「第四条」を「第七条」に、「専門課程」を「専門課程等」に改め、「修行年限二年以上の」を削る。

第十九条を第二十一条とする。

第四条各号列記以外の部分中「第九条」を「第十一条」に、「次の各号に掲げるものとす。」を「学校教育法第八十条の二に規定する専修学校その他教育委員会が相当する学校と認めたとす。」ただし、給与及びそれに類するものが支給される場合を除く。

に改め、同条第一号から第六号までを削り、同条を第十九条とする。

第五条第三号中「住民票」を「世帯全員の住民票」に改め、同条に次の一号を加え、同条を第四条とする。

四 源泉徴収票、確定申告書（控）又はその他世帯全員の収入が確認できるもの

第六条第一項中「第四条」を「第七条」に改め、同条第二項中「保証人」を「前二項による保証人」に改め、同項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第五条とする。

2 育英奨学生は、前項の規定による保証人の他に独立の生計を営む成年者一人（ただし、一親等の親族を除く。）を保証人に立てなければならない。

第七条第一項中「教育委員会は、第五条」を「熊本県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、第四条」に改め、同条を第六条とする。

第六条の次に次の一条を加える。

（奨学金の貸与期間）

第七条 条例第九条第一項で規定する修業年限は、学校教育法で定める修業年限とし、修業年限に期間を定めていない学校については、卒業又は修了に必要な最短の期間とする。

2 貸与の取消しは、その理由が生じた日の属する月の翌月分からとする。

3 貸与の停止は、その理由が生じた日の属する月の翌月からその理由がなくなった日の属する月の分までとする。なお、貸与期間は第一項の規定によるものとする。

4 育英奨学生が転学をした場合、条例第七条に規定する要件に該当するときは継続して奨学生となることができる。この場合の貸与期間は転学先の学校の修業年限とする。

第二十条を第二十一条とする。

第十八条第一項を削り、同条第二項各号列記以外の部分中「第十条第二項」を「第十二条」に、「第十五号」を「第十四号」に改め、同項第二号中「心身障害による」「障害により労働能力を喪失した」に改め、同項第三号を削り、同条を第二十条とする。

第十七条中「第九条」を「第十一条」に改め、同条を第十八条とする。

第十六条中「死亡診断書」の下に「又は戸籍抄本」を加え、同条を第十七条とする。

第十五条中「第十条」を「第十一条」に、「および」を「及び」に改め、同条を第十六条とする。

第十四条第一号中「第七条」を「第九条第一項」に改め、同条第二号中「第七条ただし書」を「第九条第二項」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条中「第七条ただし書」を「第九条第二項」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条中「第七条ただし書」を「第九条第二項」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条を第十二条とする。

第十条第三号中「職業」を削り、同条を第十一条とする。

第九条第二項中「育英奨学生」を「大学の育成奨学生」に改め、同条を第十条とする。

第八条第一項中「一般貸与」を「育英資金」に、「に交付する」を「の預金口座に振り込む方法により交付する」に改め、同条第二項を削り、同条を第九条とする。

第三条第一項各号列記以外の部分中「第六条」を「第十条」に改め、同項第一号中「大学等を卒業し、又は専門課程を」を「条例第九条第一項の規定により育英資金の貸与が満了した場合は、当該学校を卒業又は」に改め、同項第二号中「第七条第一号」を「第九条第二項第一号」に改め、同項第三号中「第七条」を「第九条第二項」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「第六条」を「第十条」に、「前項に掲げるそれぞれの起算月から、次の各号に掲げる期間とする。」を「育英資金の貸与を受けた月の三倍の期間とする。ただし、その期間が十五年を超えるときは十五年とする。」に改め、同項第一号から第八号までを削り、同条を第八条とする。

第二条の二中「第四条」を「第七条」に改め、同条を第三条とする。

別記第一号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第4条関係)

× 申込番号 第 号

育英奨学生申請書

フリガナ 氏名	※性別 男・女		貸期	貸与額	月額	年 月 日	日から
	年 月 日	生(満才)	月	円	円	まで	
学校名	※ 国公立・私立 高等学校 (全日制・定時制・通信制) ()年度入学 第()学年						
学年等	※ 国公立・私立 大学・短大・専修学校・高等専門学校 ()年度入学 第()学年						
者	現住所	TEL() ()		※通区分	自宅・下宿		
	他の奨学金の申込	※ 有無		※本人と同居区分	その他		
生維持計の主たる者	住所フリガナ	TEL() ()	自宅・借家(その他)				
	氏名	TEL() ()	本人と同居区分				
家族人及び含む収入	続柄	氏名	年齢	同・別居の別	学校名	学年	収入額
収入総額の合計							
備考							

上記のとおり相違ありませんので、育英奨学生として採用されるよう申請します。

熊本県教育委員会 様
本生計の主たる者 氏名 印
維持者 氏名 印

注意 1 ×印の欄は記入しないでください。
2 ※印のところは該当するものを○で囲んでください。

日本工業規格 A4

別記第2号様式(第4条関係)

別記第2号様式(第4条関係)

第 号

育英奨学生推薦書

住所 氏名
育英奨学生申請者 氏名

上記の者を熊本県育英奨学生として適当と認めますので推薦します。

熊本県教育委員会 様

学校名
学(校)長 氏名
職印

年 月 日

日本工業規格 A4

別記第三号様式を次のように改める。

別記第 3 号様式 (第 4 条関係)

第 号

保 証 書

住 所
青英奨学生申請者
氏 名

上記の者が、このたび熊本県青英資金貸与基金条例による熊本県青英資金の貸与を申請します。

つきましては、青英奨学生として勉学に精励し、社会において有為な人材として成長できるよう指導します。

また、貸与金の返還については保証人としての義務を履行します。

年 月 日

熊本県教育委員会 様

連帯保証人 (生計の主たる維持者)

フリガナ
現住所
フリガナ
氏 名

印

日本工業規格 A 4

別記第四号様式を次のように改める。

別記第 4 号様式 (第 6 条関係)

奨学生
番 号

誓 約 書

私は、青英資金の貸与を受けることとなりましたので、熊本県青英資金貸与基金条例その他の規定を守り、指示の事項に従います。

なお、貸与を受けた青英資金の返還をするときは、その返還について同条例等の規定に従って履行することを、ここに誓約いたします。

年 月 日

熊本県教育委員会 様

() 学校 () 学部・学科 課程名 ()

青英奨学生
フリガナ
現住所
フリガナ
氏 名
TEL () - ()
印

連帯保証人
フリガナ
現住所
フリガナ
氏 名
TEL () - ()
印

連帯保証人
フリガナ
現住所
フリガナ
氏 名
育英奨学生から見た関係 ()
印

注意 連帯保証人は印鑑証明書を各 1 通ずつ添付してください。

日本工業規格 A 4